

## 随 意 契 約 理 由 書

件 名	御崎Uビルエレベータ1,2号機整備業務
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 神戸支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当
随意契約の理由  交通局 御崎Uビルに設置しているエレベータは平成12年(2000年)の設置から23年が経過し部品が劣化しているため、機器の保全を図り、利用者の安全を確保するために整備を行う。  本整備業務の取替部品は当該機器の主要な構成部品で、他の昇降機メーカーのエレベータとは構造が異なるため互換性がなく、構成部品を調達できるのは当該エレベータの保守点検会社である上記業者のみである。  また、施工に必要な制御や構造に関する詳細な情報はエレベータの製造業者しか知り得ないため、各部位の調整値などを適正に管理し、機器全体の性能及び品質を保証出来るのは保守点検会社である上記業者のみである。  よって、上記業者との随意契約を依頼するものである。  (当該エレベータの製造会社であるシンドラエレベータ(株)は日本から業務撤退し、2016年に保守点検・修理などの事業を日本オーチス・エレベータ(株)に譲渡している。)	
担当部署 (問い合わせ先)	交通局 高速鉄道部 施設課 設備係 電話番号 078-984-0179 (直通) 959-6716 (内線)

(公表様式第4号)